

税条例／国保税条例

改正

固定資産税

◎土地に係る固定資産税の負担調整措置（H18.4.1から適用）

⇒評価替えに伴い、平成18年度から20年度までの負担調整措置を、次のとおり講じます。

《商業地等の宅地》

今年度の価格(A)と比べて、

- ①前年度課税標準額がAの70%超の場合
→ $[A \times 70\%]$ が今年度の課税標準
- ②前年度課税標準額がAの60%以上70%以下の場合
→ 前年度課税標準額を据え置く
- ③前年度課税標準額がAの60%未満の場合
→ $[\text{前年度課税標準額} + A \times 5\%]$ が今年度の課税標準
(ただし、上記③の額がAの60%超の場合は60%、20%未満の場合は20%が今年度の課税標準額)

《住宅用地》

今年度の価格 $\times 1/6^*$ (=本来の課税標準(B))と比べて、

- ①前年度課税標準額がBの80%以上100%未満の場合
→ 前年度課税標準額を据え置く
- ②前年度課税標準額がBの80%未満の場合
→ $[\text{前年度課税標準額} + B \times 5\%]$ が今年度の課税標準
(ただし、上記②の額がBの80%超の場合は80%、20%未満の場合は20%が今年度の課税標準額)

*200㎡を超える住宅用地は1/3となります。

◆固定資産税は、次のとおり計算します。(商業地等の宅地、住宅用地とも)

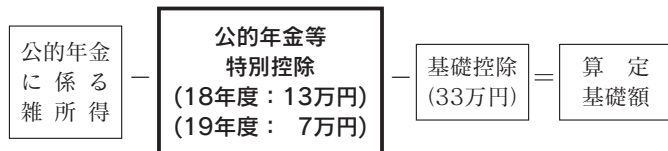
課税標準額 \times 税率(1.4/100) = 税額

(注) 平成18年度の固定資産税については、上記の負担調整措置を講じたうえで計算した納付書を、5月中旬に送付しました。

【横芝光町国民健康保険税条例】

◎65歳以上の公的年金等控除適用者に対する所得割の算定方法の改正（H18.4.1から適用）

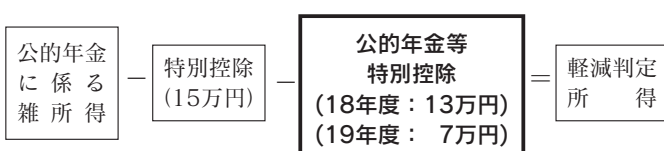
⇒平成17年1月1日現在65歳以上で、平成17年度分の個人町民税の算定にあたり公的年金等控除の適用があった方について、特別控除制度を創設し、国保税負担の緩和措置を講じます。この結果、所得割の算定方法は、次のとおりとなります。



◆所得割は、上記の「算定基礎額」に、医療費分については100分の7を、介護分については100分の1.5を、それぞれ乗じた額となります。

◎65歳以上の公的年金等控除適用者に対する軽減判定所得の算定方法の改正（H18.4.1から適用）

⇒平成17年1月1日現在65歳以上で、平成17年度分の個人町民税の算定にあたり公的年金等控除の適用があった方について、特別控除制度を創設し、軽減の対象となる基準を引き下げます。この結果、軽減判定所得の算定方法は、次のとおりとなります。



◆上記の「軽減判定所得」が33万円以下の場合は6割軽減、(33万円+24万5千円 \times 扶養者数) 以下の場合は4割軽減の対象となります。

◆軽減は、医療費分・介護分とも、均等割・平等割のみに適用されます。